

## 定数と報酬のあり方について

### 1 議会定数削減状況について

#### (1) 岩手県久慈市議会

24 人→20 人（平成 29 年 7 月条例可決）

#### (2) 福島県会津若松市議会

30 人→28 人（平成 30 年 9 月条例可決）

監視機能、政策立案機能、民意吸収機能の 3 つの機能が低下することなく維持できる。

#### (3) 京都府長岡京市議会

24 人→22 人（令和 3 年 7 月条例可決）

3 常任委員会があり、ひとつの委員会で討議できる人数を 7 人とした。プラス議長で 22 人。

#### (4) 深川市議会

16 人→14 人（平成 31 年 3 月条例可決）

議会改革特別委員会を設置

- ・現在の議員定数で 3 回の選挙を経ている
- ・人口減、町財政の負担軽減

#### (5) 名寄市議会

18 人→16 人（令和 3 年 9 月条例可決）

議会改革調査特別委員会において継続的に協議  
議長から議会運営委員会に諮問